

彩の国キャンペーンマーク使用取扱規程

平成19年7月11日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、彩の国キャンペーンマーク(以下「キャンペーンマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 キャンペーンマーク自体を商品化する場合を除き、何人もキャンペーンマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 埼玉県の評定を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不相当であるとき。

(使用上の遵守事項)

第3条 キャンペーンマークを使用する者は、埼玉県ホームページの「彩の国キャンペーンマーク」のページ

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/saitama-profile/sainokuni.html>)に定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用をしてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第4条 キャンペーンマークを使用している者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、知事はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるものの他、キャンペーンマークの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成19年7月11日より施行する。